第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 令和元年度(2019年度) ごみ処理基本計画 アクションプログラム (実績)

令和2年(2020年)9月

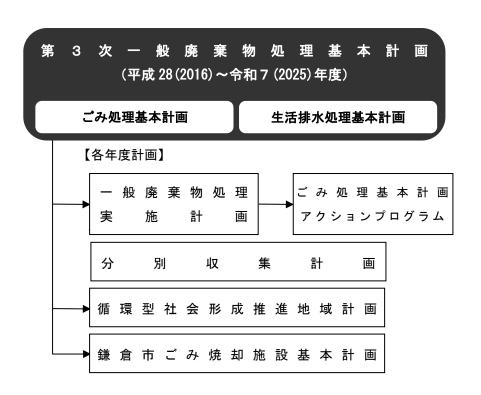
1 アクションプログラムの背景

本市では、平成18年度(2006年度)に策定した第2次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画(以下「第2次ごみ処理計画」という。)に基づき、ごみ減量・資源化を推進するとともに、ごみの適正処理に努めてきました。

第2次ごみ処理計画は、平成23年度(2011年度)の中間見直しによって新たな施設(バイオマスエネルギー回収施設)を建設せずに市民や事業者の御協力をいただきながらごみ焼却量を3万トン以下に削減する方策へ転換し、また、ごみ焼却量の削減目標を確実なものとするため平成25年度(2013年度)に第2次ごみ処理計画の再構築を実施しましたが、ごみ焼却量を3万トン以下とする目標は達成できませんでした。

平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)までの10年間を対象とする第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画(以下「ごみ処理基本計画」という。)は、平成27年度(2015年度)まで実施してきた第2次ごみ処理計画の評価、また、名越クリーンセンター焼却停止後の新たなごみ焼却施設として令和7年度(2025年度)稼働に向けた取組を進めている状況を踏まえた上で、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢及び地域特性を考慮し、改めて課題の整理を図りながら今後の廃棄物処理の方針を策定しましたが、平成28年(2016年)2月に戸別収集の実施について、見直しが必要となったため、平成28年(2016年)4月に暫定版の計画を策定し対応を図った後、平成28年(2016年)10月に策定しました。

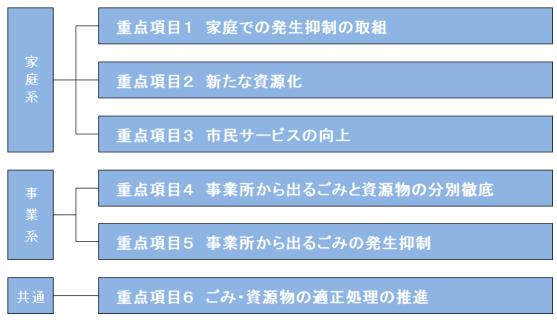
令和元年度(2019年度)のアクションプログラムは、ごみ処理基本計画に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進を図るために、重点的に取り組むべき項目を挙げ、具体の施策を定めるものであることから、令和元年(2019年)6月に策定したものです。



2 令和元年度(2019年度)アクションプログラムの実施概要

(1) 重点項目

ごみ処理基本計画では6つの基本方針に基づいて施策を展開するとしており、基本方針に基づく施策と主な取組のうち、次の6項目を重点項目として実施しました。



(2) ごみ処理基本計画に定める焼却量

① 減量・資源化の施策を推進しなかった場合のごみ焼却量

	令和元年度(2019年度)	令和2年度(2020年度)	令和3年度(2021年度)
焼却見込量 (t/年)	32,714	32,574	32,483

② 減量・資源化の施策推進によるごみ焼却量の減量目標値

(単位:t)

	項目	年度	令和元年度 (2019 年度)	令和2年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021 年度)
家	分別徹底・食品ロスの削減	重点項目1			
庭	生ごみ処理機の普及	重点項目1			
系	製品プラスチック資源化(拡大)	重点項目2	-1,501	-1,550	-1,601
	皮革製品等の資源化	重点項目2			
	粗大・臨時ごみの資源化(木くずの拡大、残さ)	重点項目2			
事	資源物分別徹底による燃やすごみ減量	重点項目4			
業	生ごみ資源化量(生ごみ処理機)	重点項目5	-1,385	-1,385	-1,385
系	生ごみ資源化量(食品リサイクル)	重点項目5			
総記	 		-2,886	-2,935	-2,986

ごみ焼却量の推移(減量・資源化の施策を推進した場合)

焼却量(目標値) (t/年)	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(2019 年度)	(2020 年度)	(2021 年度)
(① - ②)	29,828	29,639	29,497

(3) ごみ焼却量の状況

ごみ焼却量の状況は、次のとおりです。

年度	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)
ごみ焼却量排出 見込み	40, 178 t	32, 833 t	32, 787 t	32,726 t	32, 714 t
ごみ焼却量見込み (目標値)	29, 923 t	32, 273 t	31,038 t	29,896 t	29, 828 t
ごみ焼却量 (実績値)	34, 882 t	36, 384 t	30,852 t	29, 992 t	29, 993 t

⁽平成27年度(2015年度)の目標値は、第2次ごみ処理基本計画に基づく値です。)

○家庭系・事業系ごみ焼却量の内訳(月別)(実績値)

平成 29 年度 (2017 年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
家庭系	1,619	1, 393	1, 245	1, 587	1,906	2, 022	1, 916	1, 951	1,679	2, 183	849	1, 971	20, 319
事業系	844	961	911	960	928	869	902	860	861	859	726	850	10, 533
計	2, 463	2, 354	2, 156	2, 547	2,834	2, 891	2,818	2,811	2, 540	3, 042	1,575	2, 821	30, 852
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成30年度(2018年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3 月	計
家庭系	1,690	1,833	1,676	1,419	1,802	2,043	1, 101	2, 131	1,630	1, 360	2, 230	1, 129	20, 038
事業系	857	884	857	902	872	783	877	809	825	811	688	782	9, 954
計	2, 547	2, 717	2,533	2, 321	2,674	2,826	1,978	2,940	2, 455	2, 171	2, 918	1,911	29, 992
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[※]端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和元年度(2019年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1, 953	2, 216	838	2, 150	1,884	1,523	1,776	1,643	1,520	1, 905	1, 353	1, 400	20, 161
事業系	809	856	810	882	864	824	849	822	834	838	723	721	9, 832
計	2, 762	3,072	1,648	3,032	2,748	2, 347	2, 625	2, 465	2, 354	2, 743	2,076	2, 121	29, 993
自区外搬出(内数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

※ 家庭系の焼却量の算出方法について 家庭系の焼却量 = 全体の焼却量 - 事業系の焼却量

〇家庭系・事業系燃やすごみの収集量の内訳(月別)(実績値)

平成 29 年度 (2017 年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1, 519	1, 790	1,682	1, 704	1,760	1,567	1,711	1,566	1,653	1,702	1, 384	1,609	19,647
事業系	809	923	875	914	886	838	859	821	793	834	696	819	10,067
計	2, 328	2, 713	2, 557	2,618	2,646	2, 405	2,570	2, 387	2, 446	2, 536	2,080	2, 428	29, 714

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

平成 30 年度 (2018 年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,628	1,691	1,568	1, 764	1,640	1, 448	1,683	1,621	1,668	1, 731	1, 415	1, 534	19, 391
事業系	815	847	826	849	827	751	824	774	794	788	662	753	9, 510
計	2, 443	2, 538	2, 394	2, 613	2, 467	2, 199	2, 507	2, 395	2, 462	2, 519	2,077	2, 287	28, 901

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

令和元年度(2019年度)

(単位: t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
家庭系	1,669	1,698	1, 471	1,732	1,661	1,573	1,642	1,514	1,657	1,778	1, 435	1,707	19, 537
事業系	782	824	777	844	820	765	777	774	790	812	699	694	9, 358
計	2, 451	2, 522	2, 248	2, 576	2, 481	2, 338	2, 419	2, 288	2, 447	2, 590	2, 134	2, 401	28, 895

※端数調整のため合計値が一致しないことがあります。

〇総括

令和元年度(2019 年度)のごみ焼却量については、平成 30 年度(2018 年度)のごみ焼却量 29,992 トンとほぼ同量であり、目標値であった 29,828 トンには 165 トン達しませんでしたが、第 2 次ごみ処理基本計画から目標としていた 30,000 トン以下を維持することができました。

家庭系燃やすごみについては、収集量で前年度と比べて146トン増加していますが、 引き続きごみ有料化を継続するとともに、自治・町内会への説明会や各種広報などに よる発生抑制の取組、不適正な排出者に対する排出指導などを行うことで、9月の台 風15号の停電による家庭系ごみの増加や新型コロナウィルスの感染拡大による外出自 粛の影響が出始めた3月には顕著な増加傾向があるものの、ほぼ同量の減量を図るこ とができました。

また、事業系燃やすごみについては、ピット前検査を実施し、分別状況の悪いごみについては持ち帰り指導を行いました。排出状況が悪い事業者や多量排出事業者に対しては、廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別指導を行うことで、前年度と比べて152トン減量を図ることができました。

		実績値		目標値
項目	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	令和元年度 (2019 年度)
焼却量	30, 852t	29, 992t	29, 993t	29, 828t

3 重点項目の概要

(1) 重点項目 1 家庭での発生抑制の取組

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭における食品ロス 削減												
② 水切りの啓発												
③ 家庭用生ごみ処理機の さらなる普及												
④ 不用品登録制度などの リユース制度の拡充						4	施					
⑤ リサイクルショップ等の民間事業者に関する情報公開						— 天	<i>J</i> ILL					
⑥ ライフスタイルの見直 しに向けた啓発												
⑦ 3Rの具体的な取り組みについての分かりやすい情報提供												
8 多彩なツールによる情 報発信												
⑨ 学校等における環境教 育の推進												
⑩ 不適正な排出に対する 指導												

① 家庭における食品ロスの削減

令和元年(2019年)10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、直ちに周知のためのポスター及びチラシを作成するとともに鎌倉ごみ減量通信12月号で食品ロスの現状やローリングストックによる備蓄等について掲載し、市民への周知・啓発を行いました。

また、昨年度に引き続き、自治・町内会説明会や各種イベント等において、「食材の便利帳」の配布などを行いました。

まだ食べられる食材を使いたい人へ引き渡す「フードドライブ」を NPO 法人鎌倉リサイクル 推進会議と協力して年間 5 回実施しました。

集まった食材はNPO法人ふらっとカフェ鎌倉に提供し、市内の食堂等で活用しました。

令和元年度(2019年度) フードドライブ実績

	募集期間	提供人数	提供品目	重量	主な品目
第1回	5月26日~6月7日	38 人	141 品目	78 kg	
第2回	7月28日~8月2日	25 人	126 品目	42 kg	
第3回	9月22日~9月27日	16 人	93 品目	22 kg	麺類、缶詰類、調味料など
第4回	11月24日~11月29日	20 人	66 品目	65 kg	
第5回	3月22日~3月27日	35 人	141 品目	71 kg	
	合計	134 人	567 品目	278 kg	

令和元年度(2019年度) 自治·町内会説明会実施状況

地域	団体数	回数	参加者数	地域	団体数	回数	参加者数
鎌倉	14	12	264	大船	11	12	258
腰越	6	6	149	玉縄	8	9	231
深沢	11	11	236	合計	50	50	1, 138

[※]⑧自治・町内会説明会 については、他の取組にも関連するものです。

② 水切りの普及啓発

昨年度に引き続き自治・町内会説明会や各種イベント等において、生ごみの水切りの必要性 について説明し、家庭で簡単に実践できる方法を紹介しました。また、水切り器の配布を行い、 周知・啓発を行いました。

③ 家庭用生ごみ処理機等のさらなる普及

生ごみ処理機をごみ減量対策課窓口前やごみダイエット展などで展示し、市民からの問い合わせに、生ごみ処理機に詳しい職員が対応するなど、使用方法についてきめ細かい説明を行うことで、生ごみ処理機の周知・啓発を行いました。

生ごみ処理機助成台数(過去5年) (単位:台)

年度	電動型	非電動型	合計
平成 27 年度 (2015 年度)	247	714	961
平成 28 年度 (2016 年度)	145	301	446
平成 29 年度 (2017 年度)	148	193	341
平成 30 年度(2018 年度)	173	158	331
令和元年度(2019年度)	152	127	279

④ 不用品登録制度などのリュース制度の拡充

自治・町内会説明会やイベント等において、NPO法人鎌倉リサイクル推進会議及びNPO法人シチズンネットかまくらと協働してチラシの配布などを行いました。平成28年度(2016年)からは、目標としている成立件数1,000件を達成しています。

不用品登録制度登録·成立実績(過去5年)

年度	登録件数	成立件数	成立割合
平成 27 年度(2015 年度)	1, 498	983	65. 6%
平成 28 年度 (2016 年度)	1, 475	1, 088	73. 8%
平成 29 年度 (2017 年度)	1, 490	1, 126	75. 6%
平成 30 年度 (2018 年度)	1, 480	1, 040	70. 3%
令和元年度(2019年度)	1,739	1, 274	73. 3%

⑤ リサイクルショップ等の民間事業に関する情報公開

フリーマーケットアプリを活用したリユースの促進について検討を行いました。不用品登録制度との差別化等の課題があることから、令和元年度中の運用開始には至りませんでした。

⑥ ライフスタイルの見直しに向けた啓発

マイボトルの普及、使い捨てプラスチック容器の発生抑制を目指して、鎌倉市西口駅前広場に神奈川県企業庁と連携してウォーターステーションを設置しました。(新型コロナウィルスの影響により利用開始日は未定)

また、市内公共施設のほか民間施設にも呼びかけウォータースタンドを設置し、給水スポットを広げるための協議を行いました。(令和元年度(2019年度)3台設置し、現在まで合計19台設置)

昨年度に引き続き、自治・町内会主催の祭りなどのイベントにおけるリユース食器の利用を推進するため、市の補助制度を紹介するチラシを自治・町内会に送付するなどにより、利用を呼びかけました。

令和元年度(2019年度)は、自治・町内会やNPO法人などに対して19件の補助を行いました。

⑦ 3 Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供

年間を通じて、イベントに来場した市民に対して、ごみの分別や生ごみ処理機などについて 周知・啓発を図りました。また、水切り器やエコバッグなどの啓発グッズを配布し、積極的な ごみの発生抑制を呼びかけました。ごみダイエット展については、本庁舎及び各支所にて生ご み処理機及び発生抑制などの啓発パネルの巡回展示を行いました。 9回(ごみダイエット展を除く)

6 月 2 日 第20回鎌人いち場 6 月 2 日~6 月 8 日 地下道「ギャラリー50」 6月17日 店頭キャンペーン 相鉄ローゼン 6月18日 店頭キャンペーン ホームセンターコーナン鎌倉大船店 6月21日 店頭キャンペーン 鎌倉東急ストア

7月14日 五葉会夏祭り 大町五丁目・松葉町内会

子守神社祭礼 8月24日 打越町内会

第21回鎌人いち場 10月20日

11月23日 大町餅つき祭り 大町五丁目・松葉町内会

ごみダイエット展 毎 月

広報かまくらにおいて「こちら環境通信局!」というコーナーを設け、分別のポイントや減 量の工夫等について紹介しました。2月1日号では、生ごみ処理機購入費助成制度について紹 介しました。

また、ごみ減量通信を年間で3回発刊し、市民への周知・啓発を行いました。

<ごみ減量通信の内容>

9月号 「プラスチックごみの削減」について

12 月号 「令和元年度年末年始の収集、食品ロスの削減」について

3月特集号 「SDGsと3R」について

⑧ 多様なツールによる情報発信

若手世代や転入者、単身世帯など比較的ごみに無関心な層への周知を図るために、スマート フォンやパソコンなどで利用できるアプリケーション「LINE」を活用して、資源物とごみ の分け方・出し方や収集日などの情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」について、平成31年(2019 年) 3月29日から令和元年(2019年) 8月31日まで実証実験を行いました。実証実験の結 果、ごみの不適切な排出の減少などの効果が期待できるとの結論に至ったことから、令和元年 (2019年) 9月1日から本市の公式LINEアカウントとして、本格運用を開始しました。

⑨ 学校等における環境教育の推進

小中学校については、職員が学校に赴き、鎌倉市のごみの現状や課題、3Rや地球温暖化に ついて出前講座を行いました。保育園・幼稚園については、幼いうちから環境に関心を持って もらうため、園児にも分かりやすいオリジナル紙芝居や分別ゲームを貸し出しました。

<出前講座>

・小・中学校等で5回実施 379人(小・中学校で参加の生徒数)

小学校 4 校 279 人 内訳 中学校 1 校 100 人

※その他、保育園2園、幼稚園4園、こども園1園に紙芝居や分別ゲームを貸し出しました。 <施設見学>

市民などを対象に、施設見学を実施しました。

- ・名越クリーンセンター 20回 625人
- ・笛田リサイクルセンター 19回 822人

① 不適正な排出に対する指導

家庭から排出されたごみのうち、燃やすごみ及び燃えないごみの有料化を実施したことに伴い、不適正な排出に対し、公平性を担保する必要があることから、平成29年(2017年)4月1日から必要に応じて内容物を調査し、不適正排出者に対して分別徹底の訪問指導を行う内容物調査を実施しています。

令和元年度(2019年度)は、内容物調査を268件実施し、その内142件について排出者が特定できたことから、当該排出者に対し啓発・指導を行ったところ、排出状況の改善が見られました。

〇総括

食品ロスの削減については、従前からパンフレットの配布や住民説明会などで啓発を図っていましたが、「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、今後、特に力を注いでいく必要があることから、「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」、令和2年(2020年)1月に廃棄物減量化及び資源化推進審議会へ計画を見直す新たな要素として掲げ諮問しました。今後、令和2年(2020年)3月に示された国の「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」も踏まえて、新たな施策等について協議を行い、計画に反映してまいります。

ごみ減量施策として、生ごみの水切り、食品ロスの削減やマイバッグの使用など発生抑制を中心とした取組について、ごみ減量通信や広報かまくらによって周知啓発を行うとともに、各イベントやスーパーの店頭キャンペーン、説明会等の場において、ごみ減量の意識啓発を図ってきました。特にマイボトルの普及を目指してウォーターサーバー等給水スポットを増やしてきました。

家庭系生ごみ処理機の普及台数は、令和元年度(2019年度)279台と目標である850台を大幅に下回りました。今後、新規購入者の拡大と、生ごみ処理機の継続使用を促すための購入者に対する使用支援を継続して実施してまいります。

また、さらなる分別徹底を図るため、LINEを活用してごみに関する情報を発信する「鎌倉ごみ調べ」の実証実験を平成31年(2019年)3月29日から開始し、令和2年(2020年)8月現在、約8,000人以上が登録しています。

(2) 重点項目 2 新たな資源化

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ビニール袋残渣等資源化												
② 製品プラスチックの資源化						実	施					
③ 皮革製品等の資源化												→
④ 可燃残さの資源化												
⑤ 粗大・臨時ごみの資源化	<					実 施	待機	<u>&</u>				>
⑥ 生ごみの資源化	<					検	討					>
⑦ 紙おむつの資源化	<					検	討					>

①ビニール袋残渣等資源化

家庭から植木剪定材又は不燃ごみを排出する際に用いる袋については、平成28年(2016年) 5月からRPF化(固形燃料化)による資源化業務を実施しています。

(単位:トン)

ビニール袋残渣資源化処理実績

年度	処理量		備考
平成 28 年度(2016 年度)	92.8	5月	資源化開始
平成 29 年度(2017 年度)	125.6		
平成 30 年度 (2018 年度)	116.8		

113.4

②製品プラスチックの資源化

令和元年度(2019年度)

製品プラスチックについては、平成 27 年 (2015 年) 1月 15 日から分別収集を開始しました。

平成29年(2017年)10月から、PP、PEの単一プラスチック素材のプラスチック製品に加え、その他のプラスチック製品(容器包装プラスチックを除く。)などを排出できるように収集品目を拡大しました。プラスチック製品原料やセメント原料に資源化しています。

製品プラスチック資源化処理実績

(単·				•	`
(== -	1.,	•	_	٠,	١

年度	処理量	備考		
平成 28 年度 (2016 年度)	90.6			
平成 29 年度 (2017 年度)	156. 2	10月 品目拡大		
平成 30 年度 (2018 年度)	292.4			
令和元年度(2019年度)	349.5			

③皮革製品等の資源化

布類の収集品目については、平成29年(2017年)10月から、使用可能な皮革製品や綿入り・羽毛入り衣料品、帽子、カバン、バッグなどを排出できるように収集品目を拡大しました。

布類資源化処理実績

(単位:トン)

年度	処理量	備考		
平成 28 年度 (2016 年度)	1000.9			
平成 29 年度 (2017 年度)	1041.6	10月 品目拡大		
平成 30 年度(2018 年度)	1038. 7			
令和元年度(2019年度)	1074. 3			

④可燃残さの資源化

容器包装プラスチック及びペットボトルをリサイクルするには、不純物や汚れのひどいものを取り除く必要があり、これを可燃残さと呼んでいます。

この可燃残さを平成29年(2017年)9月から、高温で加熱・溶解することでスラグとして取り出す溶融固化による資源化業務を実施しました。

可燃残さ資源化処理実績

(単位:トン)

年度	処理量	備考			
平成 29 年度 (2017 年度)	90.6	9月	資源化開始		
平成 30 年度(2018 年度)	175. 5				
令和元年度(2019年度)	145. 1				

⑤粗大ごみ、臨時ごみの資源化(木くず等の拡大、残さ)

粗大ごみのうち、木質素材はチップ化等により資源化していますが、複合素材からなる粗大ごみは焼却しています。平成30年度(2018年度)からガス化・溶融固化処理等の手法により資源化を目指していましたが、令和元年度(2019年度)もストックする場所が確保できなかったため、実施を見送りました。

⑥生ごみの資源化

生ごみは、家庭系燃やすごみの約半分を占めていることから、資源化することで燃やすご みの大幅な減量が期待できるため、2市1町の広域連携における覚書の基本方針において も、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化を共通の課題として連携して取り組むこ ととしています。

令和元年度(2019年度)においては、候補地である周辺住民に計画の内容について説明するとともに、課題となっている臭気への対応を図るため、既に生ごみの資源化を実施している自治体の事例研究などを行い、実施に向けて検討を行いました。

⑦紙おむつの資源化

紙おむつは、家庭系ごみ及び事業系ごみの両方から排出されるものですが、家庭系燃やす ごみの中で約8%(令和元年度(2019年度)家庭系ごみ組成調査結果より)、事業系ごみの 中で約15%(令和元年度(2019年度)事業系ごみ組成調査結果より)を占めており、資源化 することで焼却量の削減が見込めます。 2 市 1 町の広域連携を検討する中でも、広域処理によるスケールメリットを活かすことにより、コストの軽減が図れる可能性があることから、紙おむつの資源化については共通の課題として取り組むこととしていました。

令和元年度(2019年度)においては、環境省が策定を進めている紙おむつに関するガイドラインの検討状況や実証実験を行っている民間事業者の進捗状況を確認するとともに、先進市の事例研究を行い、2市1町の広域連携を踏まえ、資源化の実施に向けて検討を行いました。

〇総括

平成29年度(2017年度)から実施している製品プラスチック及び皮革製品等の資源化拡大、容器包装プラスチック及びペットボトルの中間処理業務委託において生じる可燃残さの資源化などを令和元年度(2019年度)においても引き続き実施することで、平成29年度(2017年度)と比べて約268トン焼却量の削減が図れました。

生ごみの資源化については、候補地の周辺住民と協議を行うとともに課題に対する対応策を検討するため、先進市への視察を行い処理体制等について確認を行いながら検討を進めました。

紙おむつの資源化については、施設整備を図るか民間事業者への委託による処理で対応するかを判断するため、実証実験を行っている民間事業者の進捗状況の確認や先進市の事例研究などを行い、検討を進めました。

(3) 重点項目3 市民サービスの向上

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 家庭系ごみ戸別収集の 検討	« -					検	計 					>

①家庭系ごみ戸別収集の検討

ごみの排出に困っている方の状況を把握しながら、現行の「声かけふれあい収集」の拡大について協議を行い、現在対象となっていない精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けており、居宅介護を利用している障害者のみにより構成されている世帯を新たに対象とする方向で検討を進めました。

〇総括

現行のごみの排出状況を踏まえながら「声かけふれあい収集」の拡大について検討した結果、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けており、居宅介護を利用している障害者のみにより構成されている世帯を対象とする方向で検討を進めました。

(4) 重点項目 4 事業所から出るごみと資源物の分別徹底

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 3Rの具体的な取組についての分かりやすい情報提供						実	施					
② ピット前検査の実施 と分別指導		淮						字 1	/-			
③ 多量排出事業者への訪問 調査、生ごみ資源化の啓 発	<	準 備	>					実 カ	<u>(U</u>			\longrightarrow
④ 事業系専任チームに よる事業者訪問指導	<					実	施					\longrightarrow
⑤ 小規模事業所を対象とし た適正処理体制の検討	<					検	討					·>

①事業所への分りやすい3Rの取組への情報提供

④事業系専任チームによる事業者訪問指導

多量排出事業者(月に3トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者等)28者、準多量排出事業者(月に1トン以上の一般廃棄物を継続して発生させた事業者)102者のほか、ピット前検査により資源物等の混入があった事業者など約270者を訪問し、3Rの取組事例を紹介するなど、分別徹底を周知するとともに指導を行いました。

令和2年(2020年度)のオリンピック開催が見込まれていたことにより増加している住宅 宿泊事業者(民泊)、旅館業法許可事業者について約60者の施設訪問を行い、事業者に適正な 処理の方法を指導しました。

また、かまくらプラごみ宣言に伴い、観光地の小町通り商店街、御成商店会、大仏通り商店会のテイクアウト販売を行っている飲食店、約100店舗を訪問し、プラスチック削減の協力をお願いしました。

②ピット前検査の実施と分別指導

令和元年度(2019年度)に実施したピット前検査は、目視による検査が9,217件、自走式コンベアごみ投入検査機等による展開検査が1,562件、計10,779件の検査を行い、延べ1,997袋について持ち帰り指導を行いました。

また、特に排出状況が悪い事業者に対して、分別の徹底を図るように訪問指導を行いました。

③多量排出事業者への訪問調査、生ごみ資源化の啓発

多量排出事業者 28 者及び準多量排出事業者 102 者を個別訪問し、分別の徹底、生ごみの資

源化及び大型生ごみ処理機の設置要請を行いました。

⑤小規模事業所を対象とした適正処理体制の検討

事業系有料袋による収集や、オフィス町内会形式(複数事業者が共同で資源物の回収をするしくみ)による古紙等の収集など、小規模事業所がごみ減量・資源化を行い、排出しやすい最適な処理体制を検討し、収集効率の面などの課題を確認しました。

〇総括

事業系ごみの分別徹底を図るため、自走式コンベアごみ投入検査機による検査を実施し、分別状況の悪いごみについては持ち帰り指導を行うとともに、排出元の事業者訪問による指導を徹底しました。

分別徹底などの啓発・指導を継続して実施してきたことなどにより、令和元年度 (2019 年度) の事業系ごみ収集量については、平成 30 年度 (2018 年度) の収集量 9,510 トンと比べて約 152 トン減量され 9,358 トンとなりました。

(5) 重点項目 5 事業所から出るごみの発生抑制

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① 飲食店への食品ロス 削減の啓発												
② 滞在者に対する食品 ロス削減の啓発						宇	施					
③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルグループの活用の提案		>				大	ли					
④ 大型生ごみ処理機設置 助成制度の運用												

① 飲食店への食品ロス削減の啓発、②滞在者に対する食品ロス削減の啓発

廃棄物発生抑制等啓発指導員による飲食店等の事業者訪問指導の際に、「MOTTAINAI Spirit In kamakura」ポスターを配布し、仕入れやメニューの工夫などによる食品ロスの削減について働きかけるとともに、「3010運動」に関するチラシなどにより、食べ残しの削減について滞在者へ働きかけを行いました。

③ 食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進、食品リサイクルループの活用 の提案

食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への搬入促進を図るため、登録再生利用事業者の許可を取得したバイオマス発電のエネルギー回収施設へ搬入が可能である旨を確認するとともに、効率的な収集が図れるよう許可業者に対しても情報提供を行い、登録再生利用事業者の活用について要請しました。

④ 大型生ごみ処理機設置助成制度の運用

飲食店や福祉施設等を中心に、大型生ごみ処理機設置助成制度の周知及び大型生ごみ処理機の設置を促しました。

また、市の助成制度を利用した事業者2者において、合計で約40.0トン(うちイトーヨーカドー大船店約30.1トン、湘南愛心会約9.9トン)の生ごみを処理しました。

〇総括

排出事業者への啓発を強化するため、引き続き廃棄物発生抑制等啓発指導員による個別 指導を継続し、ごみの減量、分別の徹底、食品ロス削減、生ごみの資源化と大型生ごみ処 理機の設置要請等を行いました。

また、食品リサイクル法に基づく生ごみ資源化施設への事業系生ごみの受け入れが可能であることを確認するとともに、効率的な収集について許可業者に情報提供を行い、登録再生利用事業者の活用について要請しました。

(6) 重点項目 6 ごみ・資源物の適正処理の推進

当初アクションプログラム

アクション	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
① ごみ・資源物の適正処理	<					検	討					·>
② 新ごみ焼却施設の整備	<i>/</i>					検	討					
③ リサイクル施設等の処理 施設のあり方の検討	K					検	討					>
が出れて、シンのグラック「火口」												

- ①ごみ・資源物の適正処理の推進
- ②新ごみ焼却施設の整備
- ③リサイクル施設等の処理施設のあり方の検討

〇総括

平成31年(2019年)3月に公表した「将来のごみ処理体制についての方針」(以下「新方針」という。)について、第3次一般廃棄物処理基本計画に反映させるため、令和元年(2019年)5月に鎌倉市廃棄物減量化及び資源化推進審議会(以下「減量審議会」という。)に内容を説明するとともに、令和元年(2019年)11月の「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画(以下「広域計画」という。)(素案)」を策定した後、令和2年(2020年)1月に減量審議会に対し「第3次一般廃棄物処理基本計画の見直しについて」諮問を行い、令和元年度中に3回協議を行いました。

市民に対しては、広報かまくら令和元年(2019年)5月1日号で周知するとともに、12月に新方針及び広域計画について説明会を開催し、令和2年(2020年)1月に広域計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しました。また、施設整備を予定している周辺住民に対しては、地元協議会等を開催して適宜各計画及び施設整備の考え方等を説明し、協議を行いました。

2市1町の広域連携は、広域計画の策定に向けて協議を行い、令和7年度以降逗子市の 既存焼却施設で鎌倉市の可燃ごみを含めて約2万トン処理を行い、おおむね令和16年度 末まで稼働し、その後は2市1町の可燃ごみだけを処理する施設を整備することは効率的 な対応でないことから、焼却施設を建設せずに広域化ブロック区割りの設定の見直しを視 野に入れつつ、ゼロ・ウェイストを目指して更なるごみの減量資源化を進めていく方向で、 広域計画(素案)を策定しました。